保護者のみなさまへ

令和８年１０月
内灘町教育委員会

入学前の就学援助制度（新入学学用品費）についてのお知らせ

内灘町では令和９年度に内灘町立小中学校に入学されるお子様の保護者で、経済的な理由でお困りの方に、入学準備に必要な費用の一部を入学前に援助いたします。（所得制限等の基準有）

なお、入学後は、本申請とは別に申請いただくことで、学用品費や校外活動費等の学校にかかる費用の一部を援助いたします。入学後の就学援助制度については、入学後に学校を通じて、ご案内いたします。

１　援助の対象となる方

内灘町内の小・中学校に在学している児童生徒の保護者のうち下記のいずれかの認定基準に該当する方。

【認定基準】

<table>
<tr><th>認　定　基　準</th><th>申請に必要な提出書類（写し）</th></tr>
<tr><td>１．収入が少なく、経済的に困窮している世帯

《所得の目安》年齢等で上限額が変動します。
<table>
<tr><th>世帯</th><th>構成</th><th>所得（令和７年分）
上限額
※全員の合計所得額</th></tr>
<tr><td>３人</td><td>父、母、小学生</td><td>２４０万円程度</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>父、母、中学生、小学生</td><td>３００万円程度</td></tr>
<tr><td>５人</td><td>父、母、中学生、小学生、未就学児</td><td>３２０万円程度</td></tr>
<tr><td>６人</td><td>父、母、中学生、小学生、祖父、祖母</td><td>３６０万円程度</td></tr>
</table>
世帯分離している場合も、同じ住所に住民登録がある方全員分の所得で審査します。</td><td>令和８年１月１日現在において内灘町民であった方
→所得にかかる添付書類は不要
令和８年１月１日現在において内灘町民ではなかった方
→内灘町民ではなかった方全員分の令和７年分の源泉徴収票や令和７年分所得証明書などの所得のわかる書類（申請締切までに発行されない場合は、後日提出ください。）</td></tr>
<tr><td>２．生活保護を停止または廃止された方</td><td>生活保護停止通知書、または生活保護廃止通知書</td></tr>
<tr><td>３．町民税が非課税の世帯
（同じ住所に住む全員が該当する場合のみ）</td><td>非課税証明書（世帯全員分）
※令和８年１月１日現在、内灘町民の場合は不要</td></tr>
<tr><td>４．個人事業税の減免を受けている方</td><td>個人事業税減免決定通知書</td></tr>
<tr><td>５．固定資産税の減免を受けている方（新築軽減は除く）
※被災による減免を含む</td><td>町税の減免税額決定通知書</td></tr>
<tr><td>６．国民年金保険料の減免を受けている方</td><td>国民年金保険料免除申請承認通知書</td></tr>
<tr><td>７．国民健康保険税の減免を受けている方</td><td>国民健康保険税減免額決定通知書</td></tr>
<tr><td>８．児童扶養手当の支給を受けている方</td><td>児童扶養手当証書</td></tr>
</table>

◎１～７は、前年度または今年度において該当する方、８は、申請時において該当する方が援助の対象です。

２ 援助の内容

支　給　額　／６４，３００円（小学校新１年生）
　　／８１，０００円（中学校新１年生）
支給予定日　／令和９年２月２６日（金）
支 給 方 法　／内灘町から申請者（保護者）の口座に振り込み

３ 申請手続き

援助を希望される方は下記のとおり申請してください。
提出書類：①「新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書」
②裏面「１　援助の対象となる方」に記載の、認定基準ごとに必要な書類
③通帳等の「振込先銀行・支店・口座番号・口座名義」がわかる部分の写し
※その他、必要に応じて審査に必要となる書類の提出を求めることがあります。
振込口座：口座名義人は、申請者（保護者）本人の個人名義の普通口座をご記入ください。
提出期限：**令和８年１０月２０日（火）～令和９年１月２９日（金）**
※締切を過ぎた場合でも、入学後の就学援助制度で新入学学用品費の申請ができます。
（なお、入学後の申請で認定された場合は、８月末の支給となります）
提 出 先：**内灘町教育委員会学校教育課（※学校にはご提出いただけません）**

４ 申請に関する注意事項

- 同一世帯で児童生徒２人以上の申請をする場合、申請書は１枚のみ提出してください。
- 令和８年１月１日現在の住所と申請時の住所が異なる場合、必ず前住所も記入してください。
- 「家族の状況」は、児童生徒と同一住所に住民登録がある方全員（世帯分離している方や施設入所している方も含む）を記入してください。また、住民票上の住所が別でも生計が同一の方がいる場合は、その方についても記入してください。
- 金融機関名は、申請者本人名義（会社名等肩書の付かないもの）の口座を記入してください。
- 所得の申告をしていない場合、就学援助の対象にならない可能性があります。至急、税務署または令和８年１月１日にお住まいの市町村に申告してください。
- 虚偽の申請をした場合や、援助費を目的外に使用した場合、認定を取り消し、すでに支給した援助費の返還を求めることがあります。
- **今回の「新入学学用品費」の申請をした方でも、入学後の就学援助（学用品費や校外活動費等の学校にかかる費用の一部）を希望する場合は、新学期に学校から配布される「令和９年度就学援助申請書」を指定する期日までに提出していただく必要があります。（就学援助は毎年度申請が必要で、前年の所得額等で審査します）**
- 今回の「新入学学用品費」を受給された方で、入学後の就学援助制度も認定になった場合は、支給済みの「新入学学用品費」を除いた金額を支給します。

お問い合わせ・申請書提出先　　窓口受付時間：月～金（土日祝閉庁）８：３０～１７：１５
内灘町教育委員会学校教育課　〒９２０－０２９２　内灘町字大学１丁目２番地１　内灘町役場３階
TEL（０７６）２８６－６７１７　FAX（０７６）２８６－６７１４
※窓口受付時間内に来られない場合、お電話にてご相談ください